

Contents

- 1 【マレーシア】電子マネーに関する新規制案の公表
- 2 【メキシコ】外国投資規制(1)–総論及び制限される投資類型–
- 3 【メキシコ】契約に関する基本問題(2)

アンダーソン・毛利・友常法律事務所のアジア・新興国プラクティス・グループでは、アジア及び新興国(ブラジル・ロシア・トルコ等)の法令規制等のアップデートを定期的に配信しております。皆様の今後の海外展開に関するご検討の一助となれば幸いです。

1. 【マレーシア】電子マネーに関する新規制案の公表

1. はじめに

マレーシア中央銀行(Bank Negara Malaysia:BNM)は、2021年6月11日、電子マネー(electronic money:e-money)に適用される規制の改正について Exposure Draft(「新規制案」)を公表した。新規制案は、現在、2021年7月31日を期限としてパブリックコメントに付されている。新規制案は、パブリックコメント後に一定の調整が加えられた上で施行されることになるが、本稿では新規制案で示された規制の概要について紹介する。

2. 電子マネーに関する現行法上の規制

マレーシアにおいて「電子マネー」は、Financial Services Act 2013(「金融サービス法」)において、以下の各要件を満たす支払手段(payment instrument)をいうと定義されている。

- 発行者に対して支払われた資金(funds)と引き換えに発行される電子的に記録された資金であること
- 発行者以外の者に対する支払いの手段として使用可能であること

電子マネーは、金融サービス法上の「特定支払手段(designated payment instrument)」に該当し、特定支払手段の発行は、金融サービス法 Schedule 1 の Part 1 に規定する「許可業務(approved business)」に該当する。したがって、マレーシアにおいて電子マネーを発行するためには、金融サービス法第 11 条に基づく BNM の許可

(approval)を取得する必要がある。BNM のウェブサイトで公表されているリストによると、現在 48 社が電子マネーの発行者(electronic money issuer:EMI)として金融サービス法第 11 条の許可を取得しており、マレーシアにおいてモバイル・ペイメント・サービスを提供する事業者が列挙されている。

電子マネーの発行者に対する現行法上の規制は、BNM が 2008 年 7 月 31 日付で公表した Guideline on Electronic Money (E-Money)(「現行ガイドライン」)で主に規定されている。現行ガイドラインは、ガイドラインという名称ではあるが、BNM の許可を取得する上では現行ガイドラインの規制を遵守することが必要になるため、実質的に拘束力を有する規制である。新規制案は、現行ガイドラインに代わる新たな規制の導入を提案するものであり、新規制案の確定・施行後は現行ガイドラインは効力を失う予定である。

3. 新規制案の構成

現行ガイドラインは 18 頁の分量であるのに対し、新規制案は約 80 頁あり、現行ガイドラインにおける基本的な考え方を踏襲しつつも規制を大幅に拡充している。新規制案は、Part A から Part E までの 5 章から構成されており、各章の概要は以下のとおりである。

- Part A Overview
マレーシアにおける電子マネーを取り巻く環境、規制の適用範囲、金融サービス法等の法令との関係、新規制案で使用される用語の定義等が規定されている。
- Part B Governance
電子マネーの発行者に求められるガバナンスの仕組み(取締役、取締役会、委員会等)について規定されている。
- Part C Operational and Risk Management Requirements
電子マネーの発行者の設立地、最低資本金要件、分別管理義務、BCP 等による事業継続の確保、外部業者へのアウトソースに伴うリスク等の管理、詐欺等の不正防止、ウォレット等の口座の管理、ホワイトレーベルによるサービス提供に関する規制、exit plan の策定等について規定されている。
- Part D IT Requirements
電子マネー・サービスに使用する IT に関するリスクの管理体制の整備、IT システムの開発・運用等に関する規制、サイバーセキュリティへの対応等について規定されている。
- Part E Regulatory Process
BNM に対する報告義務(臨時報告・年次報告)、計算書類の開示、紛争解決等のための Financial Ombudsman Scheme への加入義務等が規定されている。

4. 新規制案における電子マネー発行者の分類

上記 3 のとおり新規制案の内容は多岐にわたるが、新規制案では電子マネーの発行者について新たな分類が提案されている点に特徴がある。新規制案では、電子マネーの発行者は以下の 3 種類に分類されている。

	Eligible EMI	Standard EMI	Limited Purpose EMI
定義	以下のいずれかに該当する大規模な電子マネー・サービスを提供する発行者 ① 継続する 6 か月間におけるアクティブ・ユーザー数が 50 万人以上 ② 2017 年以降のいずれかの年において、年間の取引量又は取引金額ベースで、マーケットシェアが 5% 以上 ③ 2017 年以降のいずれかの年において、年間の残高ベースで、マーケットシェアが 5% 以上	Eligible EMI にも Limited Purpose EMI にも該当しない電子マネーの発行者	以下のいずれかの電子マネーのみを発行する者 ① マーチャントのネットワーク、特定の物理的な場所又は閉じたコミュニティ内でのみ使用可能な電子マネー ② キャッシュバック・リワード又はロイヤリティ・ポイントのみを目的とする電子マネー ③ リファンドを目的とする電子マネー ④ 音楽、ゲーム、動画等のデジタルコンテンツの購入を目的としたプリペイド式電子マネー
許可の要否	必要	必要	不要(但し、事業を開始する 1 ヶ月以上前に BNM に対する届出が必要)
規制の適用	適用	適用	適用なし(上述の Part B~E の各規制は適用されないが、一定のデータを BNM に対して提出すべき義務等を負う)
最低資本金	(A)500 万リンギット又は (B)電子マネー残高の 8% のいずれか大きい方	(A)100 万リンギット又は (B)電子マネー残高の 8% のいずれか大きい方	適用なし
ガバナンス要件	適用(取締役の 3 分の 1 以上を独立取締役とすべきなど加重された要件が適用)	適用	適用なし

5. 結語

新規制案はパブリックコメントを経て確定される予定であり、今後の規制の動向に注目したい。

【マレーシア】

弁護士 花水 康

ko.hanamizu@amt-law.com

2. 【メキシコ】外国投資規制(1)–総論及び制限される投資類型–

1. メキシコの外国投資規制

外国からの投資を規制するメキシコの主要な法令としては *Ley de Inversión Extranjera*(以下、「外国投資法」又は「法」とする。)と *Reglamento de la Ley de Inversión Extranjera y del Registro Nacional de Inversiones Extranjeras*(以下、「外国投資法及び外国投資登録に関する規則」又は「規則」とする。)がある。

本稿では主に外国投資法の構造、管轄当局、及び制限される投資の類型を紹介する。

2. 外国投資法の構造

外国投資法は全 39 条で構成され、8 部に分かれている。具体的には下記のとおり構成されている。

第 1 部：通則規定

第 1 章：法の目的

第 2 章：政府等に留保された活動

第 3 章：特別な規制に服する活動及び取得

第 2 部：不動産の取得、鉱山と水資源の開発、信託

第 1 章：不動産の取得並びに鉱山及び水資源の開発

第 2 章：制限区域内の不動産の信託

第 3 部：会社に関する規定

第 4 部：外国法人による投資に関する規定

第 5 部：中立投資¹に関する定め

第 1 章：中立投資の概念

第 2 章：信託機関発行証券に表章される中立投資

第 3 章：特殊な株式に表章される中立投資

第 4 章：金融グループの持株会社、複数の銀行、証券会社に対する中立投資²

第 5 章：国際開発金融機関による中立投資

第 6 部：管轄当局

第 1 章：当局の構成

第 2 章：当局の権限

第 3 章：当局の業務

第 7 部：外国投資登録機関

第 8 部：制裁

上述のとおり外国投資法の規定の数は少ないが、外国投資法を補完するルールとして、外国投資法及び外国投資登録に関する規則が存在する。また、管轄当局である外国投資委員会 (*Comisión Nacional de Inversiones Extranjeras*(CNIE))と経済省 (*Secretaría de Economía*)はガイドラインを公表している³。

¹ 中立投資とは、法第 5 部の規定に基づき認められたメキシコのコの会社又は信託に対する投資であり、メキシコのコ会社資本に対する外国投資の割合の計算にあたっては、外国投資の割合から除外される(法 18 条)。

² ただし、章内の条文は全て削除されており存在しない。

³ <https://www.gob.mx/tramites>。英文のガイドラインとして、

なお、外国投資法、外国投資法及び外国投資登録に関する規則及びガイドラインのいずれも原典はスペイン語であるが、外国投資法及び外国投資登録に関する規則と一部のガイドラインのみ、英訳にアクセス可能である(2021年6月現在)⁴。もっとも、英訳は正確性に欠ける部分もあるように思われるため、あくまで参考にとどめ、原典を確認する必要がある⁵。

3. 管轄当局

外国からの投資を規制する当局は外国投資委員会である⁶。下記4.(5)記載のとおり、外国投資委員会は、外国投資につき承認が必要となるか否かの一般的な基準や条件等を定め、また、個別の外国投資について承認するか否かを決定する。

さらに、外国投資委員会は、国家安全保障を理由に外国投資による買収を阻止する権限も付与されている⁷。

4. 規制対象

規制対象となりうる行為は外国投資であり、規制に服する主体は外国投資家である。

(1) 外国投資

外国投資法においては、下記の行為が外国投資(*Inversión Extranjera*)に当たるとされている⁸。

- i) 外国投資家によるメキシコ会社への出資
- ii) 資本の過半数を外国投資家により保有されているメキシコ会社による他のメキシコ会社に対する出資
- iii) 外国投資法で規定されている活動及び行為に対する外国投資家の出資

i)につき、例えば外国企業によるメキシコ企業の株式の購入は、それがメキシコ企業からの購入であるか他の国の企業からの購入であるかを問わず、外国投資に当たる。一方、外国投資に該当するのは資本出資であるため、例えば外国企業によるメキシコ企業への貸付は外国投資には当たらない。同様の理由より、外国企業によるメキシコ企業からの事業の全部又は一部の譲受けや資産の譲受けも、外国投資には当たらない。

ii)につき、例えば日本企業がメキシコ企業の100%親会社である場合、後述のとおり当該メキシコ企業は「外国投資家」には当たらないが、当該メキシコ企業による他のメキシコ企業の株式の購入は「外国投資」に当たり、外国投資法の規制対象となる。

なお、メキシコ企業による外国企業(日本企業を含む。)に対する出資は「外国投資」には当たらず、そのため

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/202840/Manual_of_procedures_to_invest_in_Mexico..pdf。

⁴ 外国投資法及び外国投資登録に関する規則の英訳は

https://www.gob.mx/cms/uploads/attachment/file/201462/Regulation_Foreign_Investment_Law.pdf で閲覧可能である。なお、外国投資法の英訳は公表されていないように思われる。

⁵ 外国投資法は、http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/44_150618.pdf、外国投資法及び外国投資登録に関する規則は http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/regley/Reg_LIERNIE_170816.pdf にてそれぞれ原文が公表されている。

⁶ 法2条1号及び法26条

⁷ 法30条

⁸ 法2条2号、規則1条4号

外国投資法の規制対象とはならない。

(2) 外国投資家

外国投資法は、外国投資家(*Inversionista Extranjero*)を「メキシコ以外の国籍を有する自然人若しくは法人、又は法人格を有しない外国の主体」と定義している⁹。したがって、外国のエンティティは法人格を有するか否かを問わず外国投資家に当たる。一方、外国企業の子会社であるメキシコ企業は、「外国投資家」には当たらない。

(3) メキシコ政府に留保される活動

法 5 条は、特定の活動がメキシコ政府に独占的に留保される旨を定めている。具体的には、以下の活動が、メキシコ政府に独占的に留保されている。

- メキシコの憲法等の規定に基づく石油及びその他の炭化水素の掘削及び抽出
- メキシコの憲法等の規定で定めるメキシコの電力システムの計画及び管理並びに電気エネルギーの送電等の公共サービス
- 原子力エネルギーの生成
- 放射性鉱物に関する活動
- 電信サービス
- 無線電信サービス
- 郵便サービス
- 流通貨幣の発行
- 港、空港、ヘリポートの管理、監督及び監視
- その他法律により明示的にメキシコ政府に独占的に留保された活動

(4) メキシコの自然人又は会社に留保される活動等

法 6 条は、特定の活動等がメキシコの自然人又は外国人除外条項¹⁰を有するメキシコの人に留保される旨を定めている。具体的には、以下の活動等が留保されている。

- 乗客、観光及び貨物の国内陸上輸送(クーリエや宅配サービス等は含まない。)
- 関連法に基づく開発銀行機関
- その他法律により明示的に留保された専門的・技術的サービスの提供

⁹ 法 2 条 3 号

¹⁰ 外国人排除条項(*Cláusula de Exclusión de Extranjeros*)は、定款に明示的に記載される規定であり、会社が直接的又は間接的に外国投資家又は外国人受入条項のある企業を株主等としてはならないことを定める規定である(法 2 条 7 号)。

(5) 外国投資の制限等

A. 外国投資の上限規制(法 7 条)

法 7 条は、特定の活動又は会社への外国投資の上限を定めている。例えば生産協同組合 (*Sociedades cooperativas de producción*) に対する外国投資の上限は 10%までとされている¹¹。さらに、下記の活動又は会社に対する外国投資の上限は 49%までとされている¹²。

- i. 爆発物、銃器、弾薬筒、弾薬及び花火の製造及び販売(産業活動又は採掘活動のために爆発物を取得又は使用することや、それらの活動に用いるために爆発性混合物を用意することは含まない。)
- ii. メキシコ国内でのみ流通する新聞の印刷と発行
- iii. 農地、畜産地、林業地を所有する会社のシリーズ「T」株の取得
- iv. 淡水、沿岸及び排他的経済水域での漁業(水産養殖は含まない。)
- v. 包括的な港湾管理
- vi. 関連する法令に基づいて内陸水運業務を行うための港湾サービス
- vii. 内陸・沿岸水運のために船舶の商業的利用に従事する海運会社(観光クルーズとしての利用及び建設・保全・港湾運営のための海洋浚渫船舶・装置の利用は除く。)
- viii. 船舶・航空機・鉄道設備への燃料及び潤滑油の供給
- ix. 放送
- x. 国内航空輸送サービス、エアタクシー形態の非定期国際航空輸送サービス及び専門航空輸送サービス

上記の iii に関して、シリーズ「T」株は、メキシコの農業法 (*Ley Agraria*¹³) で定めるところの農地、畜産地又は林地に拠出された資本、又はそれらの取得のための資本をいう¹⁴。

B. 事前承認を必要とする外国投資(法 8 条)

下記のいずれかの活動又は会社に対する 49%超の出資となる外国投資のためには、法 8 条に基づき、外国投資委員会の事前承認を受けなければならない。

- 船舶が曳航、ロープ係留、進水等の内陸水運業務を実施できるようにする港湾サービス
- 一定の海上交通のために船舶利用に従事する海運会社
- 公共サービスのために飛行場運営の許認可を受けた企業
- 民間教育サービス(就学前、初等、中等、中等後期、高等及び複合教育)
- 法律サービス
- 鉄道の建設、運営、開発、及び公共鉄道輸送サービスの提供

また、法 8 条に各号において規定する活動又は会社に対する外国投資に該当しない場合でも、一定の要件を満たす場合には法 9 条に基づき外国投資委員会の事前承認が必要となる。具体的には、メキシコ企業に対する

¹¹ 法 7 条 1 号

¹² 法 7 条 3 号

¹³ http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/13_250618.pdf

¹⁴ 規則 2 条、メキシコの農業法 126 条 3 号及び 127 条

49%超の出資となる外国投資で、投資先となるメキシコ企業の資産総額が外国投資委員会が毎年定める額を超過する場合には外国投資委員会の事前承認が必要となる¹⁵。外国投資委員会が毎年定める額は、2021年6月現在、約200億メキシコペソ(約1100億円)である¹⁶。

C. 承認手続

外国投資委員会は、規則で定められた条件に基づいて、申請日から45営業日以内に承認するかを判断する必要がある¹⁷。一般に、申請者が全ての手続的要件を遵守している場合(所定のフォームに必要事項を全て記載し、期限内に所定の方法で提出した場合)、外国投資委員会は申請を承認する必要がある。

外国投資委員会が上記期間内に判断しない場合には、申請は承認されたものとみなされる¹⁸。利害関係者の明示的な要求があった場合には、経済省が承認しなければならない¹⁹。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C. のメキシコ法弁護士である Luis Emilio Luján Sauri 氏及び Edith Regina Mora López 氏の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx

※メキシコの Basham, Ringe y Correa, S.C. 法律事務所に勤務中

3. 【メキシコ】契約に関する基本問題(2)

1. はじめに

日本企業がメキシコに進出し、又はメキシコ企業と取引を開始する場合には、メキシコ企業との間で契約を締結することが不可避であることから、以前、「[【メキシコ】契約に関する基本問題\(1\)](#)」pp1-3(以下「前稿」という。)において、日本企業がメキシコの企業と契約を締結する際に特に議論となる基本的なトピック(言語、裁判管轄、準拠法等)について触れた。続いて、本稿では、個別の契約類型に関する問題や契約に関する特定のルールについて、概要のみ解説する。

¹⁵ 法9条及び規則3条

¹⁶ https://www.dof.gob.mx/nota_detalle.php?codigo=5592923&fecha=07/05/2020。日本円への換算レートは1メキシコペソ=5.5円を使用した。

¹⁷ 法28条

¹⁸ 法28条

¹⁹ 法28条

2. 保証

メキシコ法における保証は、以下の2つに分類される。

- 対人保証: 自然人又は法人によって付与され、当該自然人又は法人の資産全体を裏付けとする保証である。
- 対物保証 (*Garantía Real*): 動産又は不動産を裏付けとする保証であり、例えば、抵当権や質権の設定がこれに当たる。

対物保証については、契約の締結時から契約当事者間では有効となるが、その効力を第三者に対抗するためには当該対物保証についての文書を公示する必要がある。具体的には、動産を裏付けとする対物保証の場合には、商業動産登録簿 (*Registro Único de Garantías Mobiliarias*²⁰)で公示される必要があり、不動産を裏付けとする対物保証の場合には、当該不動産の所在地を管轄する不動産登記所で公示される必要がある。いずれの場合も、対物保証が公示されると、法律上、全ての第三者が当該対物保証について認識しているものとみなされる。したがって、公示後に保証の裏付けとなる動産又は不動産を取得した第三者は、保証の存在を知らなかったことを主張することができない。

[前稿](#)の2.で解説した通り、メキシコ法においても原則として商事の契約²¹は口頭で締結可能であるが、対物保証契約は書面により締結される必要があり、かつ公証人の公証を受ける必要がある。

対人保証については、公証人による公証は不要であり、また第三者対抗要件としての公示も不要であるが、書面により締結される必要がある。

	書面締結	公証	公示(対抗要件)
対人保証	必要	不要	不要
対物保証(不動産)	必要	必要	必要
対物保証(動産)	必要	原則として必要 ²²	必要

3. 贈与契約

コモンローの法域の中には、契約の成立要件として約因(Consideration)を要求するものもあり、かかる法域では、贈与契約等は原則としてその法的拘束力が否定される。しかし、メキシコでは、日本と同様に、契約の成立要件として約因は要求されていないため、贈与契約等も有効であり、法的拘束力を有する。

²⁰ <https://www.rug.gob.mx/Rug/home/inicio.do>

²¹ メキシコでは、契約は民事の契約と商事の契約に分類される。商事会社が締結する契約は原則として商事の契約である。

²² 一定額(毎年変わるが概ね約 9300 万円(1 メキシコペソ=5.5 円で計算))に満たない貸付のための質権設定や、法律で特別に定める動産対物保証については、公証が不要とされている。

4. 代理

代理関係を第三者に対抗するためには代理人が本人に代わって行動する権限を有することを証明する文書（委任状等）を作成する必要がある。委任契約は、委任状に相当する代理人の権限を証明する文書としての役割を果たすため、書面により締結されるべきである。

メキシコにおいても、日本法の表見代理や無権代理人の責任の定めに関連のルールが存在する。代理人の権限逸脱の場合において表見代理が成立するか否かは、契約類型ごとに異なる。また、無権代理人は、相手方に対して契約を履行する責任を負うとともに、本人が被った損害を賠償する責任を負う。

5. 契約解釈

日本と同様、メキシコには、コモンローにおける Parol Evidence Rule のようなルールは存在しない。すなわち、最終的に契約が書面により締結された場合において、当該契約を解釈するための証拠に制限はなく、当該最終合意に先立ち又は同時に行われた口頭又は書面による議論を証拠として使用することは禁止されない。

6. 署名

[前稿](#)の 2. で解説した通り、商事の契約の締結のためには原則として書面は不要であるため、原則として契約締結にあたり署名も不要である。但し、契約が書面で締結された場合又は法律上書面での締結が要求されている場合は、契約の要件である合意の存在を証明するため両当事者の署名が必要となる。

メキシコの法律上も電子署名は有効であるが、連邦商法 (*Código de Comercio*) が要求する特定の要件を満たす電子署名のみが物理的な署名と同等であるとみなされ、かかる電子署名がなされた契約書のみが裁判所において原本として扱われる²³。かかる要件を充足しない電子署名がなされた契約書は、物理的な署名のなされた契約書のコピーと同様に扱われる。

7. 危険負担

原則として、商取引では、購入した資産については、商品の占有が売主から買主に移転した時点で、売主から買主に危険が移転する。占有の移転には、法的移転、仮想的移転及び物理的移転があり、それぞれ以下のように定義される。

- 法的移転: 法律が占有移転時期を明確に規定している場合の移転(当事者の意図等は問わない。)
- 仮想的移転: 法律に基づき占有が移転したとみなされる場合の移転(例えば、商品について売主のために請求書が発行されると、当該商品の占有も移転したとみなされる。)
- 物理的移転: 売買目的物の物理的な占有が移転する場合の移転

但し、特定の販売形態に関しては、危険負担についての特則がある。例えば、契約当事者が売買目的物が特定の品質を有すると合意した場合、当該目的物の品質が買主によって確認されるまで、危険は移転しない。また、契約当事者は、契約において危険の移転に関して別途合意をすることが可能である。

²³ 連邦商法 97 条

http://www.diputados.gob.mx/LeyesBiblio/pdf/3_241220.pdf

8. 解除等

メキシコの法律上、一方当事者に契約義務違反があった場合、相手方は契約を解除し、自らの契約上の義務を免れることができる。また、相手方は、契約義務違反をした当事者に対して契約上の義務の履行又は損害賠償を請求できる。契約において別段の定めのない場合、当事者はメキシコの裁判所の判決等がない限り解除を主張することができない。

(注)本稿は、メキシコの法律事務所である Basham, Ringe y Correa, S.C.のメキシコ法弁護士である Miguel Enrique Sánchez Anaya 氏の協力を得て作成しております。

【メキシコ】

弁護士 石井 淳

jun.ishii@amt-law.com

弁護士 西山 洋祐

ynishiyama@basham.com.mx※メキシコの Basham, Ringe y Correa,
S.C.法律事務所に勤務中

-
- 本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供であり、具体的な法的アドバイスではありません。お問い合わせ等ございましたら、下記弁護士までご遠慮なくご連絡下さいますよう、お願いいたします。
 - 本ニュースレターの編集担当者は、以下のとおりです。
弁護士 花水 康(ko.hanamizu@amt-law.com)
弁護士 福家 靖成(yasunari.fuke@amt-law.com)
弁護士 安西 明毅(akitaka.anzai@amt-law.com)
弁護士 池田 孝宏(takahiro.ikeda@amt-law.com)
 - ニュースレターの配信停止をご希望の場合には、お手数ですが、[お問い合わせ](#)にてお手続き下さいますようお願いいたします。
 - ニュースレターのバックナンバーは、[こちら](#)にてご覧いただけます。